

静岡県告示第633号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年9月13日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
焼津榛原線	焼津市高新田字新田 692 番の 5 から 焼津市高新田字新田 1074 番の 3 まで	令和4年9月15日 午前10時

=====

静岡県告示第634号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年9月13日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
榛原金谷線	牧之原市勝間字井ノ下 50 番の 1 から 牧之原市切山字知生寺官有無番地まで	令和4年9月13日